平成２９年（フ）第３４５３号
大阪府吹田市春日４丁目４番23―103号
破産者　江藤　幸治
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４５６号
大阪府門真市寿町５番８号
破産者　辻本　匡史
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７８号
兵庫県川西市湯山台２丁目７番地の11、前住所兵庫県川西市大和東３丁目13番地の11
破産者　大橋　　陽
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５２３号
大阪府豊中市豊南町東３丁目２番14号
破産者　土屋　政輝
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６６７号
大阪市生野区巽南２丁目７番23号
破産者　子供服Ｐｉｘｙ’ｓこと　山本奈津美
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６７０号
大阪市東成区大今里西１丁目24番11号　エクセル今里　202号
破産者　野中ともえ
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７１５号
大阪市城東区放出西２丁目10番21―708号
破産者　田中　　資
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５０号
大阪市福島区福島７丁目９番19号、前住所大阪府和泉市唐国町２丁目11番11―103号
破産者　寺川　雅映
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７６４号
大阪市生野区巽南５丁目16番10号
破産者　木下　秀雄
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１１号
大阪府茨木市西駅前町８番405号
破産者　旬料理ろばた焼日輪こと　柴切　良介
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６７号
広島市安佐北区上深川町931番地２
破産者　橋本　勝則
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４号
沖縄県宜野湾市大謝名187番地　ワイズファミーユ　Ｙ－４、住民票上の住所沖縄県浦添市字牧港1339番地　田中ビル　３Ｆ
破産者　奥野　泰弘
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３１号
青森県十和田市ひがしの２丁目14番６号
破産者　西山　隆雄
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第６３号
秋田県湯沢市愛宕町４丁目６番50号
破産者　阿部　清子
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１１号
秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ前21番地
破産者　黒沢　洸友
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１９１２号
横浜市瀬谷区下瀬谷１丁目31番地９　仙田貸家Ａ棟
破産者　石田　　愛
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９号
神奈川県横須賀市浦賀丘２丁目６番39号
破産者　福岡　博登
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２５８号
新潟市中央区女池３丁目27番18号　プライムスクエア304号、前住所新潟市東区もえぎ野３丁目６番29号
破産者　佐海　直哉
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０号
新潟県佐渡市千種952―２　内山アパート303号室、破産手続開始決定時の住所新潟県佐渡市新穂34番地
破産者　土屋　秀行
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産係